

黒磯病院介護医療院
重要事項説明書

医療法人社団 京愛会
黒磯病院

介護医療院 施設サービス重要事項説明書

1 介護医療院サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 京愛会
代表者氏名	田畑 陽一郎
本社所在地	栃木県那須塩原市高砂町3番5号
電話番号	0287-62-0961

2 入所者に対するサービス提供を実施する施設について

(1) 施設の所在地等

施設名称	黒磯病院介護医療院
施設長名	小林 進
介護保険事業所番号	09B1300026
施設所在地	栃木県那須塩原市高砂町3番5号
電話番号	0287-62-0961

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

(3) 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造
延べ床面積	786.22㎡
入所定員	33名

<主な設備等>

居室数	2人部屋1室 3人部屋1室 4人部屋7室
食堂兼娯楽室	1室
機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽 特殊機械浴槽
併設事業所	(介護予防) 短期入所療養介護

3 職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	常勤換算 3名以上
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう施設介護計画を作成します。	常勤 1名
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	常勤 6名以上
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。	常勤 9名以上
管理栄養士	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	常勤 1名以上
薬剤師	医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行います。	常勤 1名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか療養指導を行います。	当該施設の実情に応じた適当数

4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
施設サービス計画の作成	1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 2 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 4 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食事	1 栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
看護及び医学的管理の下における介護	入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じた介護を行います。

入浴	<ol style="list-style-type: none"> 入浴又は清拭を週2回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭にて対応します。 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が健康管理を行います。
その他自立への支援	<ol style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

(2) 利用料金

① 食費・居住費

入所者 負担段階	居住費（滞在費）	食費	合計
	負担限度額	負担限度額	入所者負担額
第1段階	0円/日	300円/日	300円/日
第2段階	430円/日	390円/日	820円/日
第3段階①	430円/日	650円/日	1,080円/日
第3段階②	430円/日	1,360円/日	1,790円/日
第4段階	600円/日	1,750円/日	2,350円/日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

② 基本料金

I型介護医療院サービス費

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
(I)	ii	要介護1	833	8,330円	833円	1,666円	2,499円
		要介護2	943	9,430円	943円	1,886円	2,829円
		要介護3	1,182	11,820円	1,182円	2,364円	3,546円
		要介護4	1,283	12,830円	1,283円	2,566円	3,849円
		要介護5	1,375	13,750円	1,375円	2,750円	4,125円

(3) 加算料金

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
感染対策指導管理	6	60円	6円	12円	18円	1日につき
褥瘡対策指導管理	6	60円	6円	12円	18円	1日につき
夜間勤務等看護(Ⅳ)	7	70円	7円	14円	21円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60円	6円	12円	18円	1日につき
初期加算	30	300円	30円	60円	90円	1日につき 入所日から30日以内
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1人につき1回を限度
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250	2,500円	250円	500円	750円	1人につき1回を限度
療養食加算	6	60円	6円	12円	18円	1日につき3回を限度
協力医療機関連携加算	50	500円	50円	100円	150円	1月につき1回
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定 単位数 の 36 /1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費 に各種加算減算 を加えた総単位数 (所定単位数)

※1 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

※2 サービス提供体制強化加算は、当施設が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届出し、入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定します。

※3 介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するための賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※4 協力医療機関連携加算は、協力医療機関(※5)との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合に算定します。

※5 協力医療機関

病 院 名 称	医療法人社団京愛会 黒磯病院
病 院 所 在 地	栃木県那須塩原市高砂町3番5号
電 話 番 号	0287-62-0961

(4) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	教養娯楽費	レクリエーション活動参加費としての材料費等	実費相当額
2	理美容代	理容・美容サービス料	2,000円/回
3	日常生活品	(株)エランに委託	※別紙参照

5 利用料の支払い方法について

- ・ 毎月月末に締めて、翌月の 10 日に請求書を発行しますので、当月以内にお支払い下さい。
- ・ お支払方法は、1 階窓口まで現金での支払いをお願いします。
※入院費のお支払い 午前 9:00~12:30 午後 2時30分~5:00
- ・ 口座振込を希望される方は、契約時にお伝え下さい。

6 入退所及び施設の利用に当たっての留意事項

- (1) 入所対象者は、要介護度 1 以上の方となります。
- (2) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、退所していただくことになります。
- (3) 退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (4)

来 訪 ・ 面 会	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出て下さい。※体の状態により困難な場合もあるため要相談
病室・設備・器具の利用	施設内の病室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫 煙 ・ 飲 酒	施設内及び敷地内全面禁煙となっております。健康増進法第 25 条の受動喫煙防止に、ご理解・ご協力をお願いします。 飲酒は固くお断りします。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入院患者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、やみくもに他の入院患者の病室に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入院患者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動 物 飼 育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

7 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 緊急時等における対応方法

- (1) 施設において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師へ連絡し必要な措置を講じます。
- (2) 入所者の病状からみて、当施設において自ら必要な医療を提供することが困難な場合には、協力医療機関その他適当な医療機関への入院のため措置、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じます。

10 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者のご家族・ご利用者の後見人又は身元引受人等の関係者に連絡・報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 施設は、サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (8) 当院は、万一の事故の発生に備えて、「施設賠償責任保険」に加入しています。

11 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）：事務長
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 6月・12月）
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 2 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：介護支援専門員
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 4 サービス提供の記録

- (1) 介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

15 相談窓口及び苦情対応について

★ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設のご利用	ご利用時間 午前8時45分～午後17:15分 ご利用方法 電話 0287-62-0961 ご意見箱設置 3階ナースステーション 窓口受付担当者 介護支援専門員 看護主任
---------	---

★ 苦情処理体制及び手順

- (1) 担当者は速やかに申出人と連絡をとり、事情を聞き、苦情内容の詳細を確認する。当事者がいる場合には、当事者にも事実確認をする。
- (2) 担当者は管理者に内容を報告し、担当者を含む職員を招集し、苦情処理に向けた検討会議を実施する。
- (3) 検討会議の結果をもとに、担当者は翌日までに具体的な対応を指示する
- (4) 担当者は申出人に検討結果を説明する。
- (5) 担当者は苦情内容及び処理結果を記録し、再発防止に努めるよう全職員に周知徹底すると共に管理者に報告する。

★ 公共機関においても次の機関において苦情申出ができます。

那須塩原市役所保健福祉部 高齢福祉課	所在地 栃木県那須塩原市共墾社108番地2 電話番号 0287-62-7137 開庁時間 月曜から金曜 午前8時30分～午後5時15分
栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	所在地 栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階 電話番号 028-643-5400

1 6 秘密の保持と個人情報の保護及び利用目的について

<p>(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>①事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>(2) 個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）</p>
<p>(3) 個人情報の利用目的と範囲</p>	<p>①介護サービスの提供</p> <p>②介護給付費等の保険請求事務</p> <p>③厚生労働省や都道府県等関係行政機関等による法令に基づく照会・届出・調査・データ提供・検査・実施・指導等</p> <p>④当施設が行う管理運営業務のうち、「会計、経理」・「入退所管理」・「事故の報告」等</p> <p>⑤他の医療機関、介護施設等（病院、診療所、薬局、訪問介護ステーション、介護サービス事業者等）との連携</p> <p>⑥他の医療機関、介護施設等からの照会への回答</p> <p>⑦協力医療機関と連携体制を構築するため、病歴等の情報を共有する定期的な会議</p> <p>⑧検体検査業務の委託、その他の業務委託</p> <p>⑨ご家族等への状況説明</p>

